内規(11)

中志津自治会駐車場利用規程

1、総則

この規程は、中志津自治会所有の A・B 駐車場及びわかば駐車場の利用方法について定める。

2、利用目的及び利用の制限

この駐車場は、中志津自治会会則第1条第2号に定める会員の福利、厚生に資することを利用目的とし、会員所有の自動車を駐車させるためにのみ利用できるものとする。

3、利用方法

- (1) 利用者の公募は2年ごとに行うものとし、公募を行う年度の4月に抽選等により利用者を決定する。
- (2) 利用台数は、原則として1世帯1台とする。

ただし、駐車場に空きがある場合は、追加利用を認めることができるものする。

- (3) 利用期間は、始期を5月1日、終期を2年後の4月30日とする2年間とする。
- (4) 駐車場に空きがある場合は、(1) の他、申込を随時受付ける。

ただし、この場合の利用期間は、(3) に定める終期の4月30日までの残余期間とする。

- (5) 利用にあたっての細則は、自動車駐車契約書(様式6)に定めるものとする。
- (6) 利用者は、中志津自治会と自動車駐車契約書(様式6)を締結する。

付則 平成17年10月22日 制定・施行

(様式 6)

自動車駐車契約書

貸主中志津自治会(以下、甲という。)と中志津自治会会員である借主(以下、乙という。)は、甲の所有する下記の駐車場に乙の所有する下記の自動車を駐車するため、以下のとおり契約(以下、本契約という。)を締結する。

1、駐車場所	
2、自動車の表示	① 車両型式〔車種・色〕
	② 車両登録番号
3、契約期間	自、平成 年 月 日 至、平成 年 月 日
4、駐車料金	月額 4,000円

(使用権の譲渡禁止)

第1条 乙は、本契約上の権利を第三者に譲渡してはならない。

(第三者の利用禁止)

第2条 乙は、第三者に本駐車場を利用させてはならない。

(乙の義務)

第3条 乙は、駐車場の利用に際しては、本契約に定める事項及び甲もしくは甲の指定する者 の指示に従わなければならない。

(車種等の変更)

- 第4条 乙は、上記記載の車種等に変更があった場合は、速やかに甲に届けなければならない。 (車庫証明書の発行)
- 第5条 甲は、乙の請求により、自動車の保管場所の確保を証するため、車庫証明を発行するものとする。
- 2 前項の車庫証明の発行は、残存契約期間が1か月未満の場合は発行しない。 (駐車料金の支払い方法)
- 第6条 乙は、駐車料金を本契約締結時に1年分を一括して甲に前納するものとする。
 - 2 乙は、2年目の駐車料金を平成 年 月 日までに一括して甲に前納するものとする。
 - 3 乙は、月の中途で契約した場合は、1か月分を負担するものとし、当該期の残存期間分を一括納入する。

(乙の賠償義務)

- 第7条 乙又は乙に関係する者が、本駐車場の施設に損害を与えたときは、賠償の責を負う。
 - 2 乙又は乙に関係する者が、本駐車場において他の自動車に損害を与えたときは自己 の責任と負担により解決する。

(甲の免責)

第8条 本駐車場内において、天災地変、火災、盗難その他の災害により乙の自動車その他 の所有物に損害が生じても、甲は一切その責を負わない。 (解約及び駐車料金の返還)

- 第9条 甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1か月前に相手方に通知しなければならない。
 - 2 前項により解約したときは、前納金を1か月単位で返還する。 (契約の解除)
- 第10条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に対してその内容を通知、催告した後、契約 を解除することができる。 この場合、納入済の駐車料金は返還しない。
- (特約条項)
- 第11条 乙は本駐車場を利用するにあたり、次の各号を守らねばならない。
 - (1) 乙は、本駐車場の指定場所に契約車両を駐車することとする。 なお、A・B 駐車場は前進駐車とする。
 - (2) 乙は、不法な路上駐車を行ってはならない。
 - (3) 乙は、本駐車場内にゴミ等を投棄してはならない。
 - (4) 夜間、早朝に大声を出したり、長時間車両のエンジンをかけるなど、近隣に迷惑がかかる行為をしてはならない。
 - (5) 他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。

この契約を証するため、本書二通を作成し、記名捺印のうえ、甲乙各一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 佐倉市中志津3丁目17番2号

中志津自治会

会長

電話 043-487-4894

(乙) 佐倉市中志津 丁目 番 号

氏名

電話 043- -